全史料協　海外派遣希望理由書（兼 調書）の提出について

全史料協　本部事務局

令和7年7月役員会決定

海外派遣希望者（以下、「応募者」という）は、「全史料協 会員海外派遣実施要項」の内容をふまえるとともに、下記の各項目について確認及び同意した上で、応募書類（「全史料協　会員海外派遣希望理由書」）を提出してください。

１．海外派遣は応募者の希望により行われる事業であるため、全史料協は海外派遣に伴う事故等について責任を負わないこと。

２．機関会員及び所属（勤務先）のある応募者は、応募にあたって所属の内諾を得ておくこと。

３．応募書類に虚偽記載がある場合、派遣決定後であっても海外派遣費の支給取り消しや海外派遣費の返還を求める場合があること。

４．全史料協本部事務局に提出された応募書類は、派遣対象者選考のためのみに利用されるとともに、応募者に返却されないこと。

５．応募者が派遣者として選考されなかった場合、その通知から1か月以内ならば、書類選考に用いた本人による海外派遣書類選考評定表の写しによる一部開示を本部事務局に対し請求できること。

６．派遣対象者は催事等への参加申込を自らの責任で行うとともに、自身に対する支援の手配を自ら行うこと。

７．応募者及び派遣対象者は、外務省の発表する海外安全情報等に注意し、渡航先の治安等についての情報を収集して、渡航の適否を慎重に判断すること。

８．海外派遣に伴う事故等に備えるため、派遣対象者として選考された場合、派遣期間をカバーする海外旅行保険に必ず加入すること。

９．派遣対象者に選考された場合、全史料協会員海外派遣事業実施要項第9条に定める派遣対象者の義務を履行すること。

上記の各項目について確認し、同意します。

　　　　　　　年　　月　　日

署名（自署）

＊本文書（署名を加えた原本）は原則として電子ファイルにより全史料協本部事務局に提出すること（郵送での提出も可）。